

## 令和 8 年度 茅ヶ崎市学校給食費相当額給付金のお知らせ

茅ヶ崎市では、食物アレルギー等の理由により給食の全部の提供をやむを得ず受けることができない児童の子育てに要する費用の負担を軽減するため、対象児童の保護者に対して給食費相当額を支給します。

制度の概要は下記をご確認ください。



### 対象となる児童

- 市立小学校に在籍する児童のうち、食物アレルギー等の疾病、児童の特性や宗教上の定め、不登校を理由に年間を通して全ての給食の提供を受けていない児童
- 上記に該当する児童のうち、給食開始届で給食の提供を「希望しない」と届出している方

### 支給対象期

- 令和8年4月から令和9年3月のうち、給食の提供を受けなかった期間（月単位）
- 支給対象となる開始月は、給食開始届で給食の提供を「希望しない」と届出をした日の翌月とします。但し、4月の給食開始前までに届出が提出された場合は4月から支給対象とします。

### 給付額

- 給付額＝学校給食費相当額（月額5,200円）×支給対象となった月数
- 給付金の支給は月単位とし、日割りで計算はしません。

### 支給方法

給付金は支給対象期間終了後、指定された口座に支払います。（年一回）

### 手続きの流れ

- 給食開始届で給食の提供を「希望しない」と選択した児童は、自動的に給付金の支給対象者となります。
- 支給対象者には令和9年1月頃に学務課より学校を通じて給付金の申請書を送付します。必要事項（給付金振込口座等）をご記入いただき、指定された提出期限までに申請書を学務課までご提出ください。（申請書は市 HP でダウンロードも可能）
- 申請内容を確認後、給付金交付決定通知を発行し、指定された口座へ給付金の振込を行います。

※給食開始届で給食の提供を「希望しない」と選択した方のうち、年度途中で市外へ転出される方や年度途中から給食の提供を開始される方は、給食の提供を受けなかった期間について給付を受けることが可能です。給付金の支給を希望される方は、学務課まで事前にご連絡いただくか、申請書を市 HP でダウンロードし、学務課までご提出をお願いします。

### その他

- 給付金額等は、学校給食費相当額給付金支給要綱の改正時に変更する場合があります。
- 過年度の学校給食費に未納がある場合は申請を受け付けられませんので、未納分をお支払いのうえ、申請をお願いします。
- 月の途中で対象となった場合や月の途中で対象外となった場合、その月は支給の算定月から除きます。
- 牛乳・パン等、一部でも給食を食べる場合や1食でも食べる場合は対象外となります。
- 申請書は市 HP からダウンロードが可能です。

制度の詳細はこちらからご確認ください



## ～茅ヶ崎市学校給食相当額給付金に関するQ&A～

Q：給付金の支給を受ける条件はありますか

A：年間を通して恒常的に給食の提供を受けておらず、給食開始届で給食の提供を「希望しない」と選択し、学校に届出することが必要です。

Q：乳糖不耐症で牛乳の飲用を停止しています。給付金の給付対象になりますか。

A：学校給食の提供を一部でも受けている場合は、給付金の対象外となります。

Q：食物アレルギーがあり、1か月ほとんど給食を食べられないときがあります。給付金の対象になりますか。

A：年間を通して学校給食の提供を一部でも受けている場合は、給付金の対象となりません。

Q：給食を食べていなかったが、食物アレルギーが解消し、給食が食べられるようになった場合、どのような手続きが必要ですか。

A：給食開始届にて給食の提供を「希望する」と選択し、学校に提出してください。提出のあった日の前月分までを給付金の支給対象としますので、申請書を市HPよりダウンロードし、必要事項ご記入のうえ、学務課までご提出ください。

Q：宗教上の理由で給食を喫食できない子供が2人います。申請は2人分必要ですか。

A：2人分の申請が必要です。児童ごとに申請書の提出をお願いします。（対象者には1月頃に申請書類等をお渡しします）

Q：不登校を理由に学校を長期欠席している児童がいるが、給付金の対象になりますか。

A：不登校児童の給食については、いつ登校しても給食の提供ができるよう、学校では給食を準備させていただいておりますが、現時点で年間を通して給食を食べることが難しいと判断した場合は、給食開始届で給食の提供を「希望しない」と選択し、届出をされることで給付金の支給対象となります。

Q：不登校を理由に学校を長期欠席しているため、学校給食の提供を「希望しない」と届出をした児童がいるが、学校に行けそうな日は給食を食べることはできますか。

A：給食開始届で給食の提供を「希望しない」とした場合、各校で食材調達は行わないため給食の提供はできません。登校される際はお弁当の持参をお願いします。給食を喫食される場合は、給食開始届で給食の提供を「希望する」と選択し、届出をお願いします。

その他ご不明な点等がありましたら、下記問い合わせまでご連絡ください。

お問い合わせ先：茅ヶ崎市教育委員会 学務課保健給食担当 TEL0467-81-7222（直通）